

お客様各位

令和1年10月16日  
沼津信用金庫

## 令和元年台風19号に伴う災害に対する当金庫の対応について

この度の台風19号に伴う被害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。  
当金庫では、台風被害により災害救助法が適用された伊豆の国市、函南町の皆様に対し、状況に応じ以下の通り対応させていただきます。  
また、適用対象地域以外にお住いの方につきましても窓口までご相談ください。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご預金者であることを確認のうえ払戻しに応じます。
2. お届けの印鑑がない場合には、拇印にて払戻しに応じます。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しに応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立てにつきましては、窓口にご相談ください。
5. 災害時における手形の不渡り処分につきましては、窓口にご相談ください。
6. 汚れた紙幣は、お取替えいたします。状態によっては日数を要する場合がございます。
7. 応急資金、融資金の返済猶予等につきましては、融資窓口にご相談ください。
8. 窓口業務は9時から15時までとなっておりますが、緊急を要する場合は、お近くの店舗にご相談ください。
9. その他の事柄に関しましても、窓口にご相談ください。

※来店に際しては運転免許証や健康保険証などご本人が確認できる書類をお持ちください。紛失の場合は、お申し出願います。

